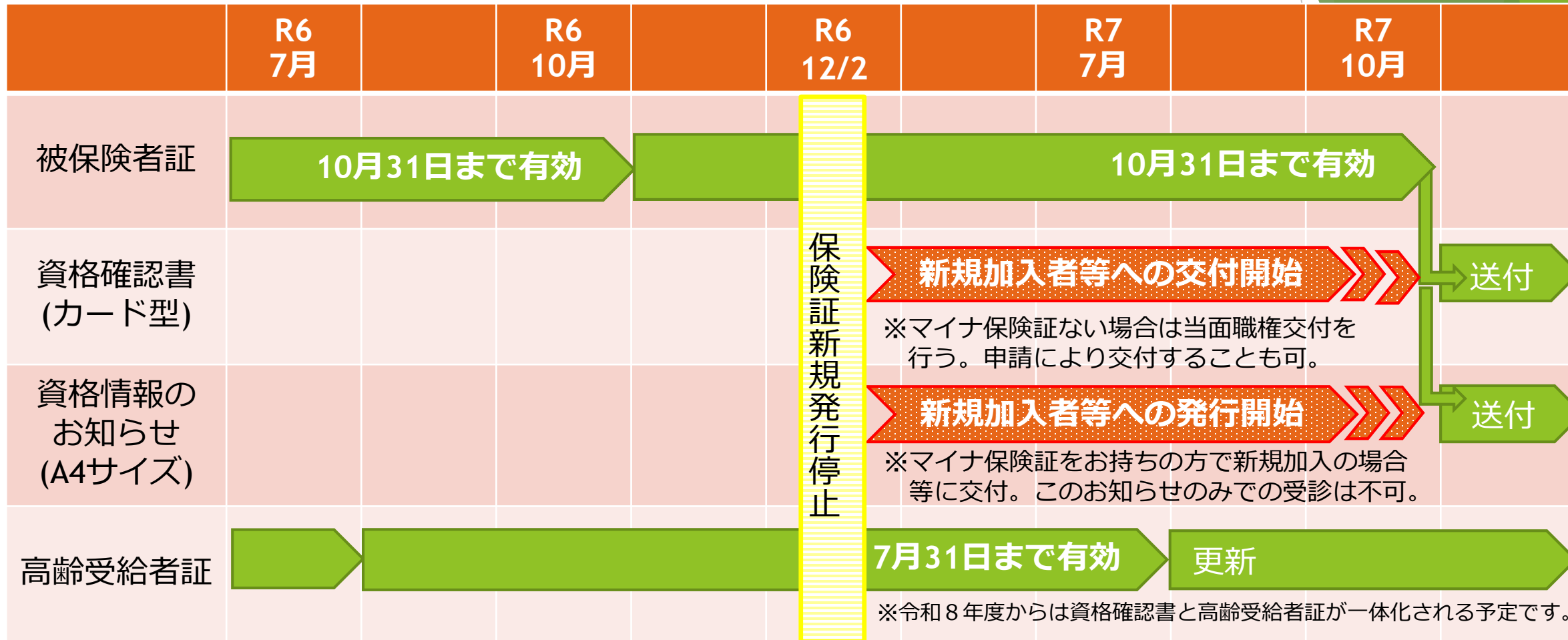


# マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応



- 改正法施行日以降の取扱いについては、R6.10月の保険証更新時に被保険者の方へ案内文を同封予定。
- 加入者情報等の送付（個人番号下4桁）については、厚労省の通知により被保険者証更新に合わせて実施予定。
- マイナ保険証の利用登録解除についても、10月末以降市町村にて受け付け開始予定。